

報告第 10 号

臨時代理した事件(名張市立学校職員事故事務取扱規程の一部を改正する規程の制定)の承認について

名張市立学校職員事故事務取扱規程（平成8年教育委員会規程第1号）の一部を改正する規程の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市立学校職員事事故務取扱規程の一部を改正する規程の制定について

1. 改正理由

令和6年4月実施の組織機構の活性化に向けた見直しに伴い、所属部署名が変更することから、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

新たに総務部公共施設マネジメント室が設置されることに伴い、委員の充てる者を変更する。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市立学校職員事故事務取扱規程の一部を改正する規程

名張市立学校職員事故事務取扱規程（平成8年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織等) 第9条 略 2 略 3 委員は、次の職にある者をもって充てる。 (1)～(4) 略 (5) 総務部 <u>公共施設マネジメント室長</u> 4 略	(組織等) 第9条 略 2 略 3 委員は、次の職にある者をもって充てる。 (1)～(4) 略 (5) 総務部 <u>契約管財室長</u> 4 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。